

準備書に係る関係地域

準備書に係る関係地域は、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成11年滋賀県告示第124号）に基づく表1の考え方を基本としたうえで、環境影響評価方法書で設定した調査地域（対象事業実施区域から2kmの範囲）を包含する範囲として、図1に示すとおり設定した。

なお、景観については、対象事業実施区域から2kmの範囲以遠にも主要な眺望点が分布していることから、視覚的な特性を考慮し、上記で設定した関係地域の周囲の眺望点も含めた調査・予測・評価を行った。

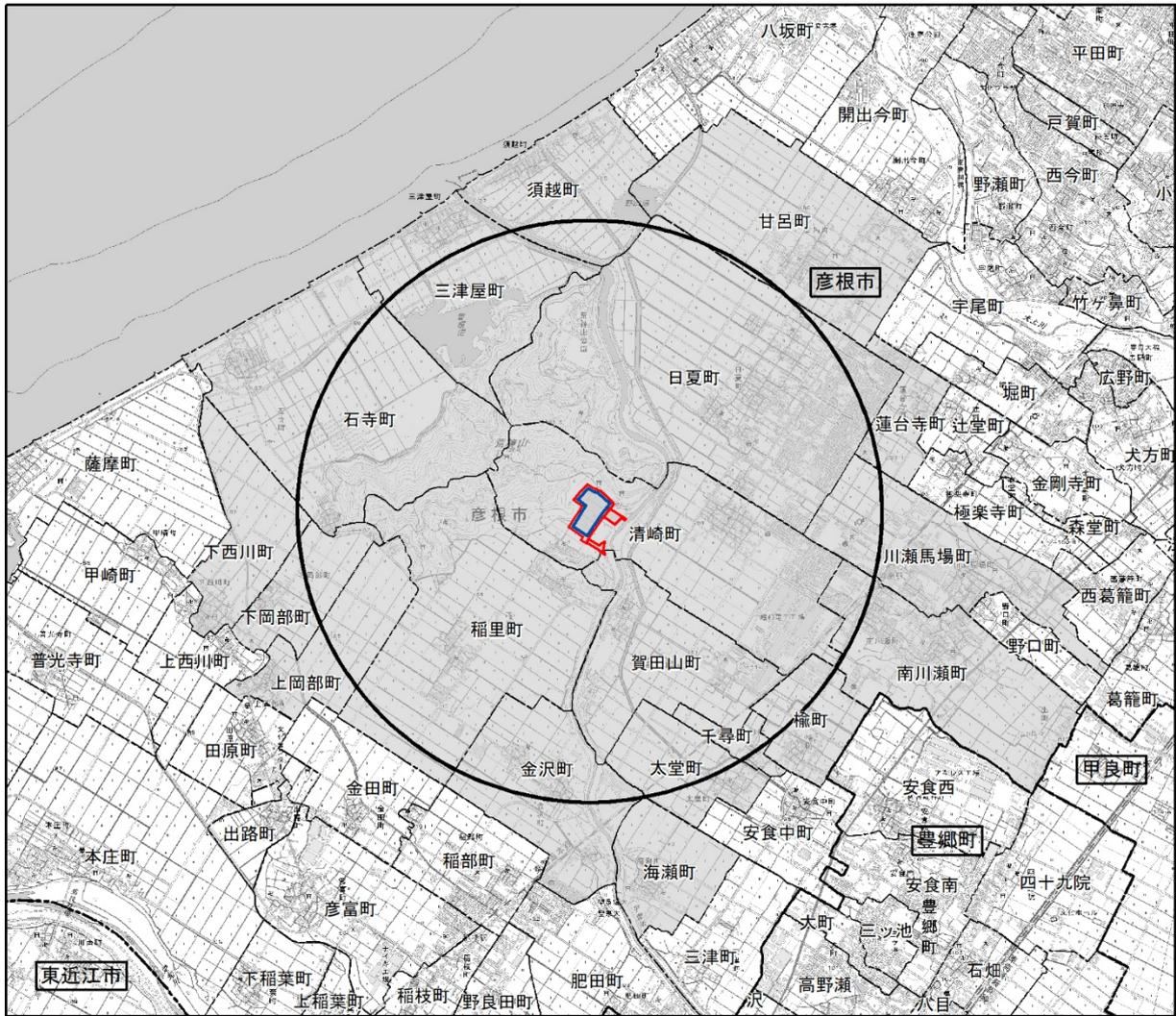
表 1 関係地域の設定の考え方

調査地域は、以下の①～④の範囲を包含する範囲とする。

- ① 対象事業実施区域から 1km の範囲内の区域。
- ② 煙突排ガスの影響範囲（対象事業実施区域から 1.2km の範囲：煙突から排出される大気汚染物質の最大着地濃度地点までの距離の約 2 倍の範囲^{注)}）を十分に包含する範囲内の区域。

対象事業実施区域で実施した上層気象及び日射量・放射収支量の現地調査結果、並びに現地拡散実験の結果等を踏まえ、煙突排ガスによる大気質の予測を行った結果、年平均最大着地濃度地点までの距離は約 600m と予測された（「第 8 章 8.1 大気質 8.1.2 予測・評価 (4) 施設の稼働に伴う大気質への影響（存在・供用）」参照）。
- ③ 対象事業実施区域からの雨水放流先である宇曾川に流入するまでの範囲。なお、新ごみ処理施設から発生する施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。
- ④ 主な関係車両の走行ルートである市道整備区間および県道 2 号大津能登川長浜線を含む対象事業実施区域から 2km の範囲内の区域。

注) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）において、煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んだ範囲を調査地域として設定する方法が示されている。



凡例

-  対象事業実施区域
-  ごみ処理施設整備区域
-  対象事業実施区域を中心とした半径 2km の範囲
-  関係地域を示す。

注) 「対象事業実施区域」は、焼却施設およびリサイクル施設等の整備に加え、工事に一時的に設置する工事用仮設道路等の範囲を含む区域を示す。
 「ごみ処理施設整備区域」は、対象事業実施区域のうち、工事用仮設道路等の範囲を除く、焼却施設およびリサイクル施設等の整備を行う区域を示す。

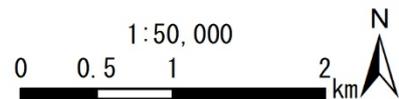
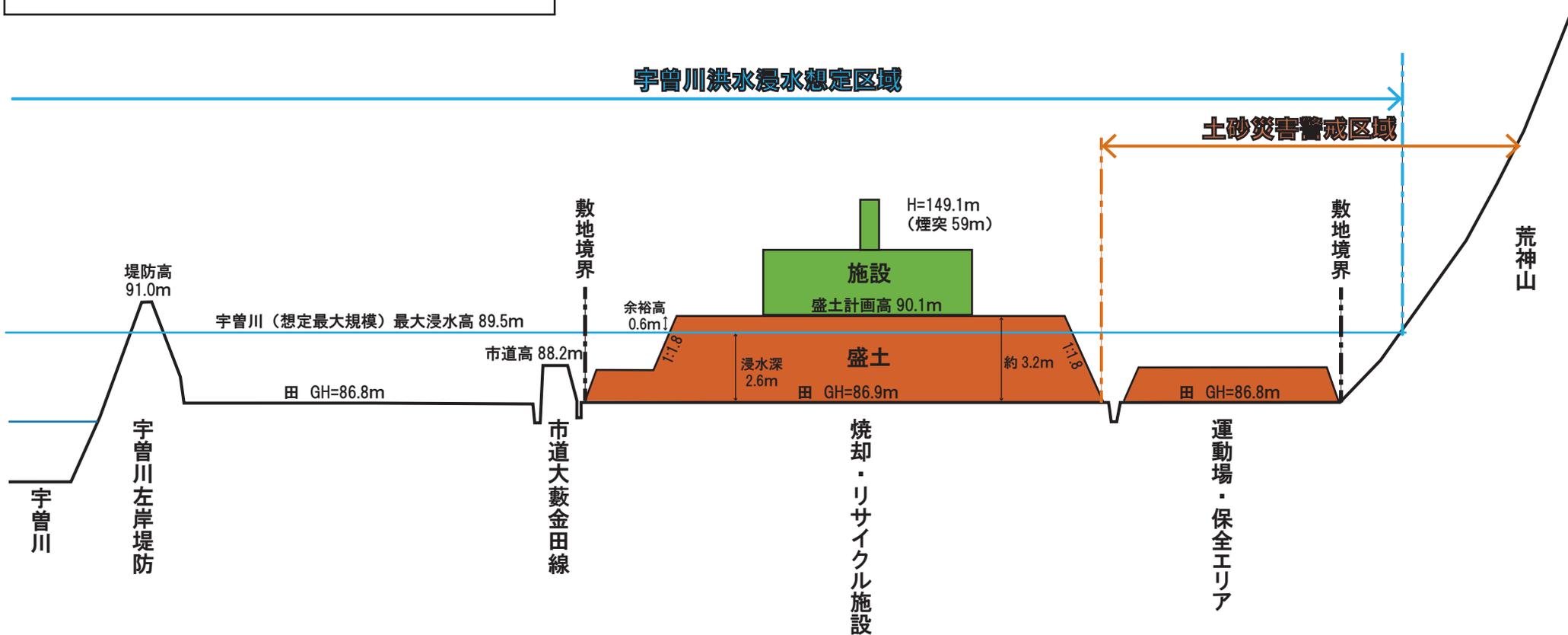


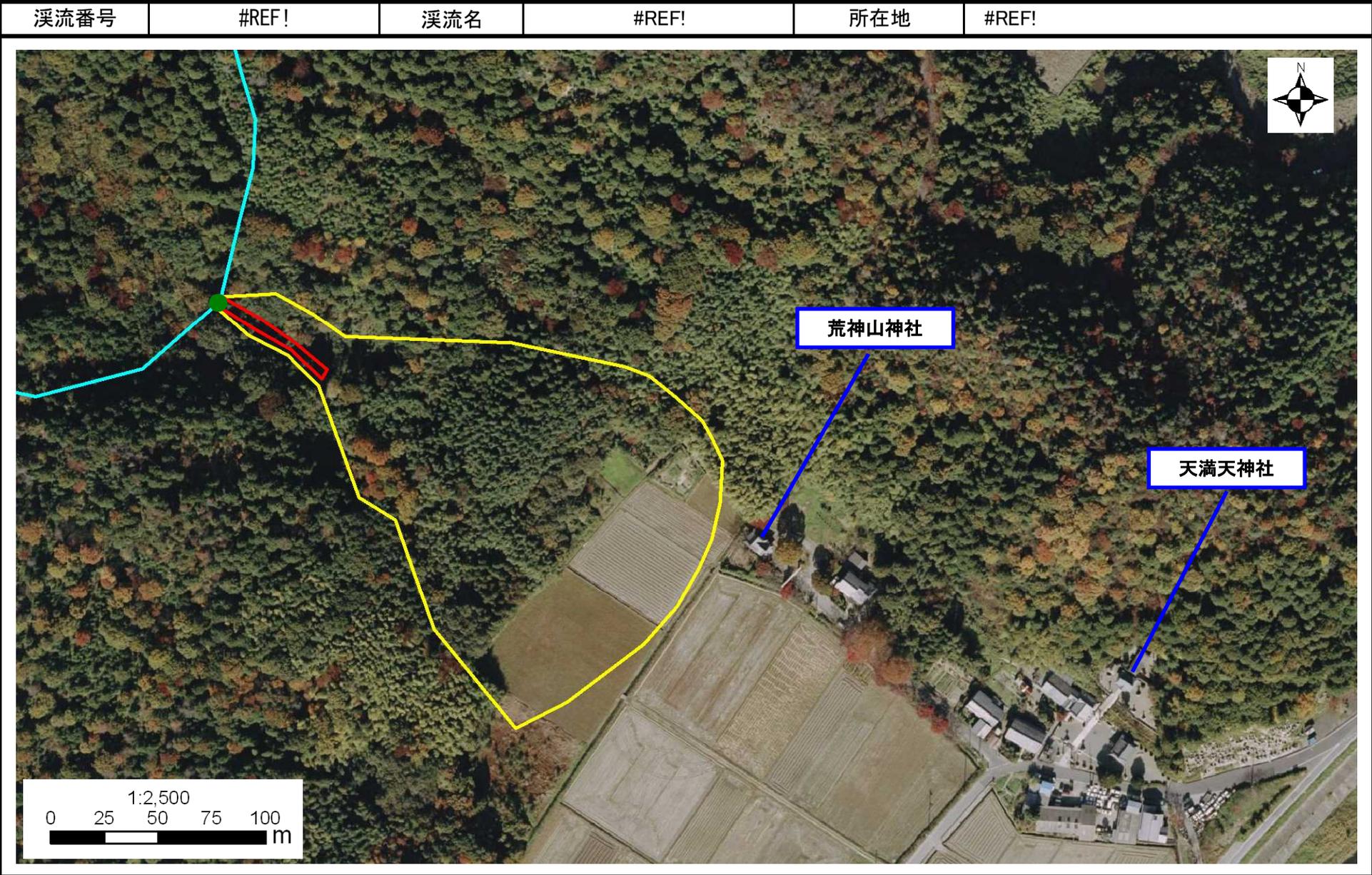
図1 準備書に係る関係地域

水害・土砂災害リスクへの対応について
(新ごみ処理施設模式図)



土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

様式 2



溪床勾配の計測

様式 13

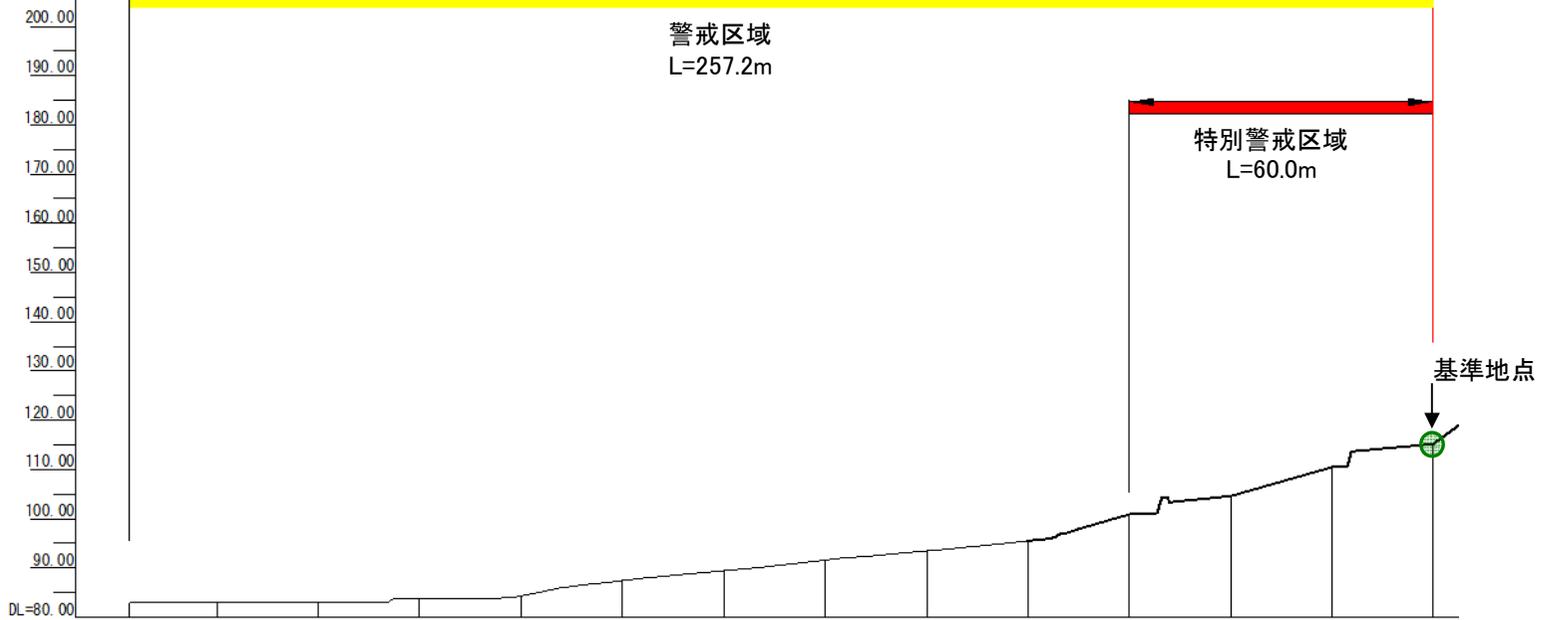
調査年月日 #REF!

溪流番号	#REF!	溪流名	#REF!	所在地	#REF!
------	-------	-----	-------	-----	-------

溪床縦断面図

測線番号	No.13	No.12	No.11	No.10	No.9	No.8	No.7	No.6	No.5	No.4	No.3	No.2	No.1	No.0
計測勾配 θ_i	8.9	10.3	11.7	12.1	13.6	14.0	14.9	15.7	16.6	17.5	17.8	18.3	18.4	18.9
区間勾配 θ_i	8.9	10.3	11.7	12.1	13.6	14.0	14.9	15.7	16.6	17.1	17.8	18.3	18.4	18.9

基準地点の標高: 115.20m
200m上流の標高: 183.59m

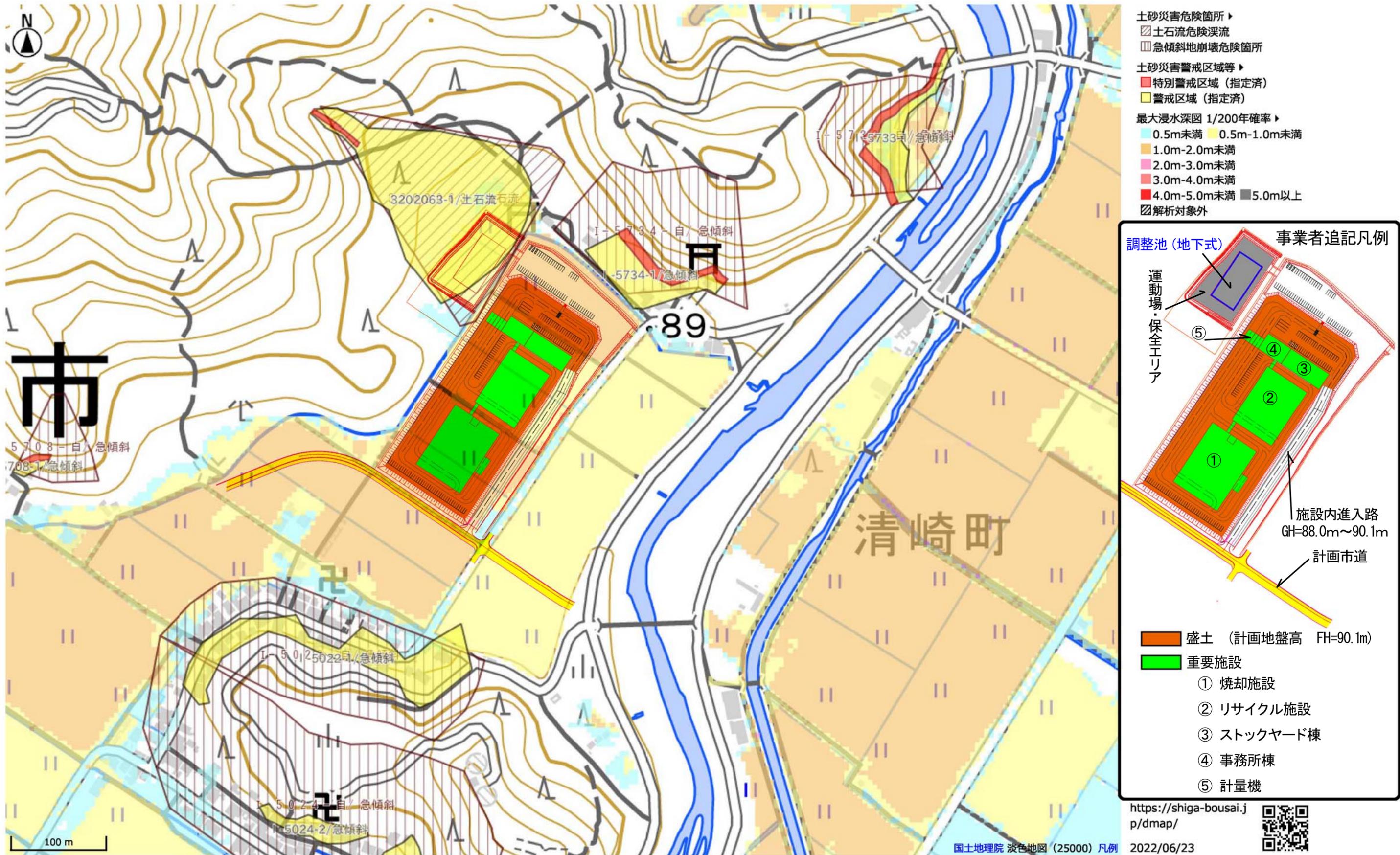


地盤高	95.49	82.95	82.95	83.65	84.31	87.41	89.42	91.57	93.45	95.49	100.92	104.61	110.44	115.20
追加距離	257.20	240.00	220.00	200.00	180.00	160.00	140.00	120.00	100.00	80.00	60.00	40.00	20.00	0.00
単距離	17.20	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	0.00
測点	No.13	No.12	No.11	No.10	No.9	No.8	No.7	No.6	No.5	No.4	No.3	No.2	No.1	No.0

○土石流危険渓流に対する対策について

土砂災害に備えるため、施設稼動のために必要な重要施設については、指定箇所外に整備します。

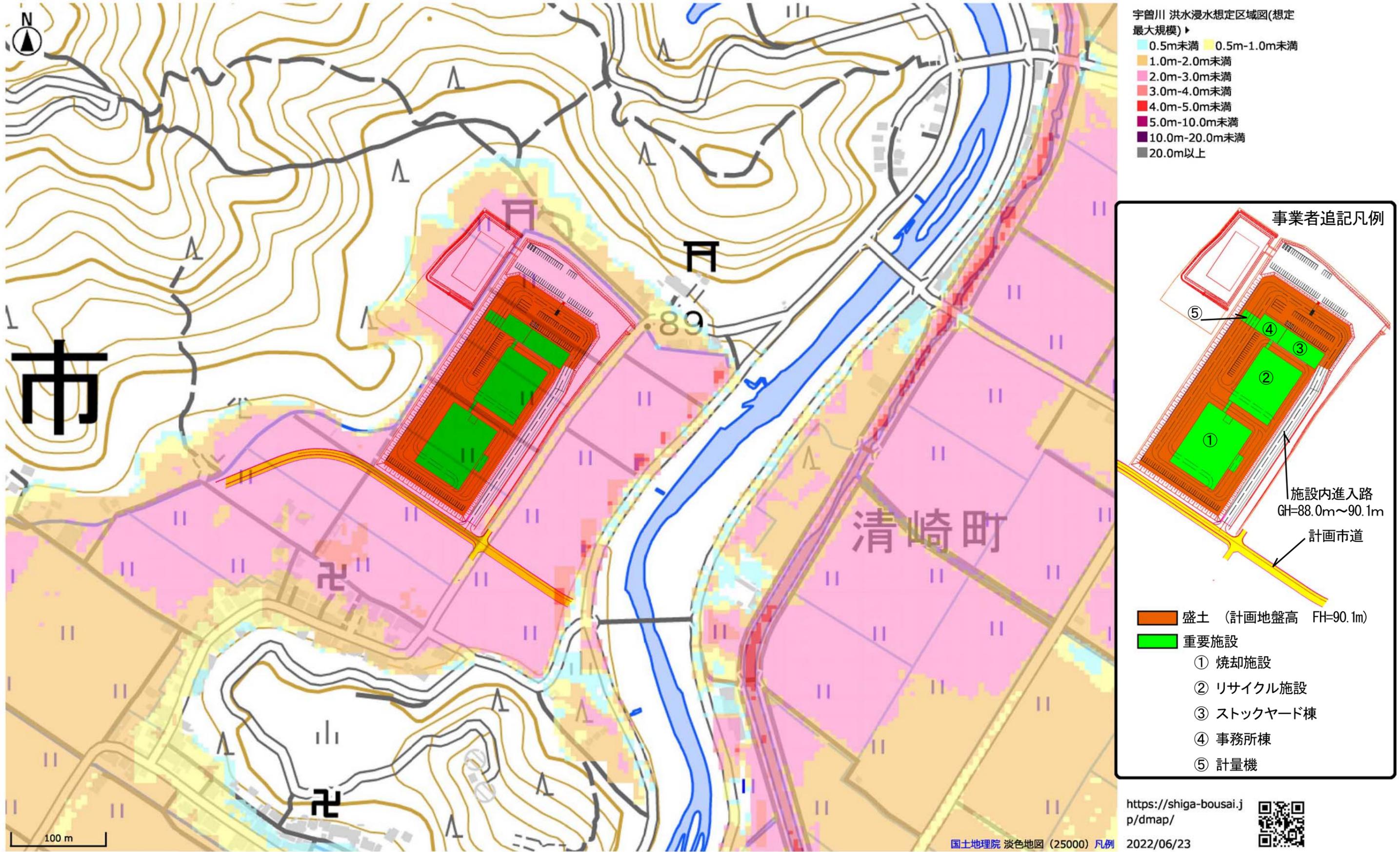
土砂災害危険箇所の土地利用については、地上部は、運動場・保全エリアとして平時は一般に開放するものとし、地下に調整池を設ける計画としています。



○浸水想定区域内での安定した施設稼働に向けた対策について

施設稼働のために必要な重要施設については、浸水リスクに配慮し造成盛土上に配置します。

このため施設計画地盤高については、宇曾川の想定最大規模の洪水想定水位高(89.5m)に余裕高(0.6m)を加えた90.1mとしています。

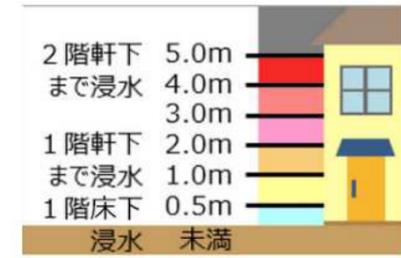


<https://shiga-bousai.jp/dmap/>
 国土地理院 淡色地図 (25000) 凡例 2022/06/23

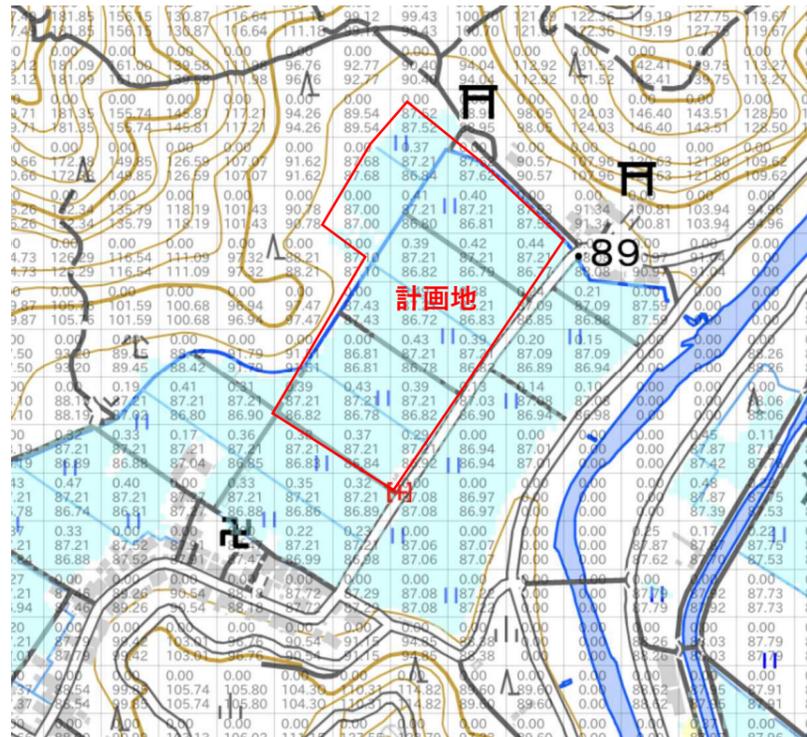


浸水深確認による造成地盤高さの検討

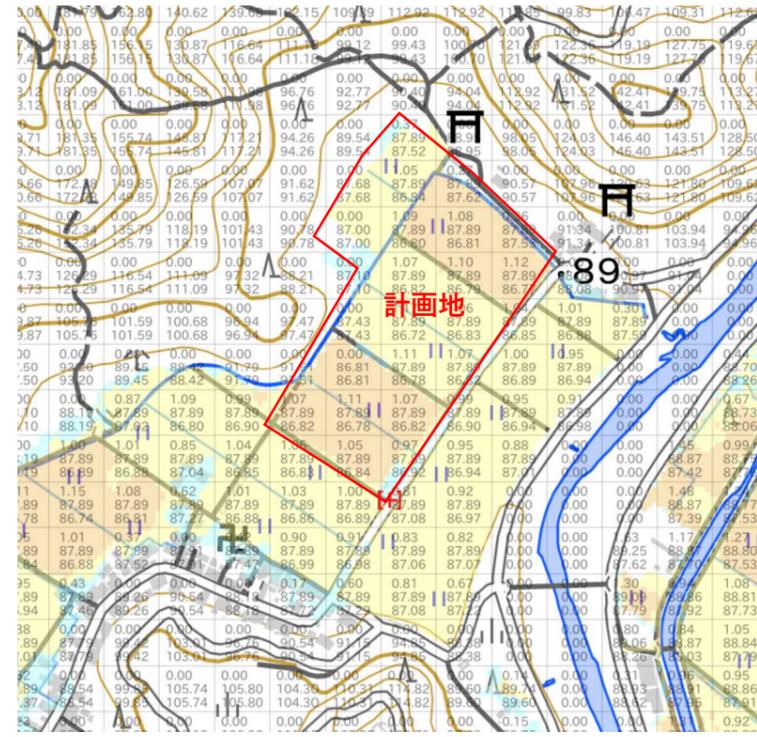
- ・ 滋賀県防災情報マップ「地先の安全度マップ」より、宇曽川の最大浸水深1/10年確率、1/100年確率、1/200年確率の浸水深は下図のとおりである。
- ・ 計画地内での最大浸水深は1/200年確率の場合の1.17mまでであり、想定水位は、87.94mである。
- ・ 宇曽川の想定最大規模の想定水位は計画地内のいくつかの地点地盤高と浸水深の和から、89.48m≒89.5m、愛知川の想定最大規模の想定水位は同様にして87.54m≒87.6mである。
- ・ 想定最大水位89.5mに、小規模河川の堤防計画に用いる余裕高0.6mを加えて**90.1mを造成の計画高さとする。**



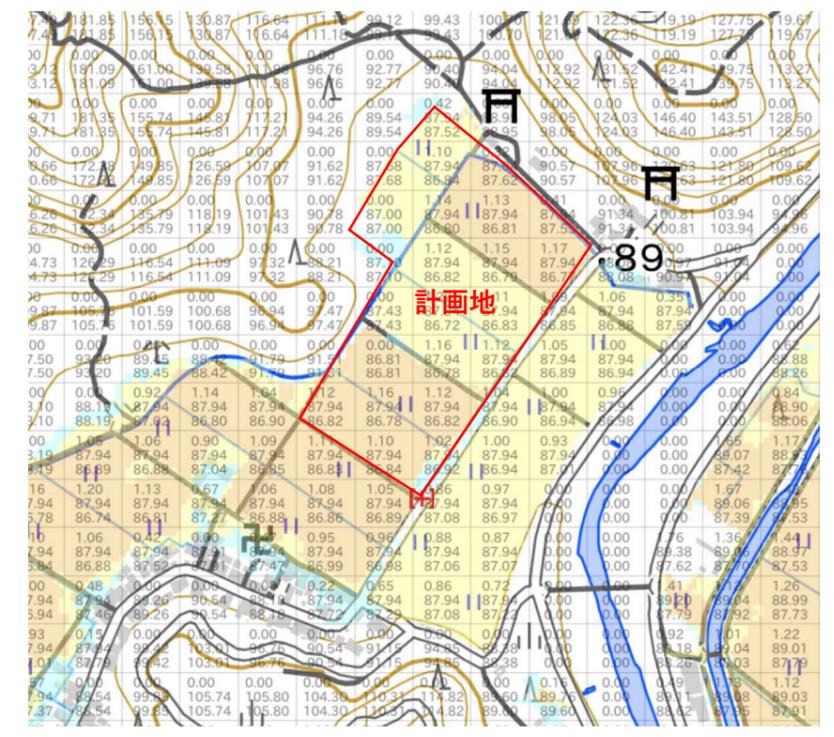
着色凡例



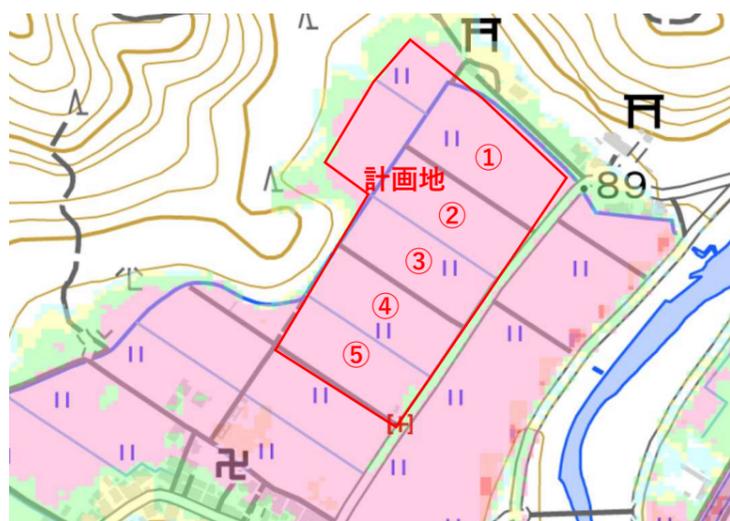
最大浸水深1/10年確率



最大浸水深1/100年確率



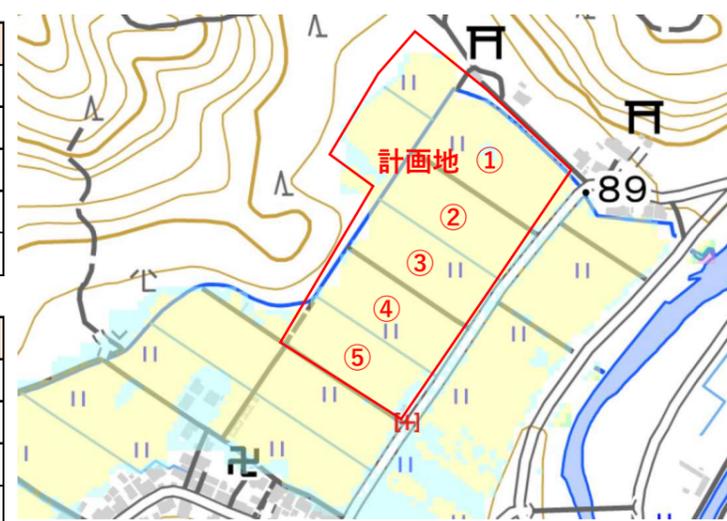
最大浸水深1/200年確率



宇曽川想定最大規模

位置	地盤高	浸水深	水面標高
①	86.75	2.73	89.48
②	86.70	2.78	89.48
③	86.70	2.75	89.45
④	86.80	2.63	89.43
⑤	86.82	2.66	89.48

位置	地盤高	浸水深	水面標高
①	86.75	0.79	87.54
②	86.70	0.84	87.54
③	86.70	0.84	87.54
④	86.80	0.74	87.54
⑤	86.82	0.72	87.54



愛知川想定最大規模

(高さ)

第20条 堤防(計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く.)の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の下欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高(以下「堤内地盤高」という。)が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

項	1	2	3	4	5	6
計画高水流量(単位:1秒間につき立方メートル)	200未満	200以上500未満	500以上2000未満	2000以上5000未満	5000以上10000未満	10000以上
計画高水位に加える値(単位:メートル)	0.6	0.8	1	1.2	1.5	2